

子ども家庭支援センター  
キッズな大森 一時保育室  
「キッズなルーム大森」  
定期利用保育

申込みのしおり



【令和7年4月から利用の申込み受付期間】

令和7年2月5日（水）～令和7年2月25日（火）（日曜日は除く）

【申込み受付時間】

午前9時30分～午前11時、午後1時～午後5時

※受付時に申請書類の確認をいたします。お申込みの際には時間に余裕をもってお越しください。

※午前11時から午後1時の間は、昼食・お昼寝対応で職員が手薄になっております。恐れ入りますが、その時間帯を避けてご来所ください。ご協力をお願いいたします。

【申込み先・問合せ先】

キッズな大森 一時保育室 「キッズなルーム大森」

〒143-0016 大田区大森北4丁目16番5号

子ども家庭支援センター 1階

電話 03-5753-0805

# 子ども家庭支援センター キッズな大森

## 一時保育室「キッズなルーム大森」

### 1 定期利用保育の概要

1 利用対象者	○ 大田区在住の2歳児の集団保育が可能なお子さん ○ 保護者が就労等の理由により、1日あたり4時間以上で一定程度継続的（複数月）に保育を必要とする方
2 利用定員	3名
3 利用曜日	月曜日～土曜日（祝日・年末年始は除く）
4 利用時間	午前8時30分から午後6時まで
5 利用期間	利用月から当該年度3月31日まで。雇用期間が当該年度3月31日に満たない場合は雇用期間まで。また求職中は3か月まで。
6 保育料	月額35,000円（月160時間まで） 減免制度があります。 保育時間が月160時間を超えた場合は、1時間あたり400円。
7 食 事	給食の提供はありません。 昼食・ミルク・飲み物・おやつは各自でご持参いただきます。
8 申込み方法	定期利用保育の利用申請が必要になります。
9 利用決定方法	審査・選考のうえ、決定します。

### 2 利用対象となる方

#### 1 保護者について

大田区に在住する方で、以下の理由で保育ができず、1日あたり4時間以上で一定程度継続的（複数月）の保育を必要とする方。

定期利用保育は月160時間まで。

月160時間を超える場合は、別途申込みが必要です。

- ① 仕事をしている。
- ② 同居の親族を看護又は介護をしている。
- ③ 大学又は専門学校に在学している。
- ④ 仕事を探している。

#### 2 お子さんについて

利用対象は、大田区に在住する2歳児で集団保育が可能なお子さんに限ります。

集団保育を行う上で特別な支援が必要なお子さんは保育を行うことはできません。

2歳児・・・令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれ

### 3 利用の申込みについて

#### (1) 提出が必要な書類

1. 定期利用保育利用申請書
2. 利用要件が確認できる書類

※ 保護者それぞれについて下記の書類を必ずご提出ください。

利用要件	提出が必要な書類	添付書類等
仕事をしている	利用要件確認書 ① 就労証明書（外勤）	雇用期間が令和7年3月31日までに終了する場合は、備考欄に4月以降の更新予定の有無を記入してもらってください。
仕事をしている（自営業）	利用要件確認書 ② 就労証明書（自営）	
同居の親族の看護又は介護をしている場合	利用要件確認書 ③ 介護・通学・求職	看護又は介護される親族の病状及び、通院・施設通所の回数・所要時間がわかる診断書など。
大学又は専門学校に在学している場合	利用要件確認書 ③ 介護・通学・求職	在学証明書 カリキュラム等の在学時間がわかるもの
仕事を探している。	利用要件確認書 ③ 介護・通学・求職	求職活動が具体的にわかるもの

※複数要件を合算することはできませんので、複数該当する場合は、より保育が必要な時間が長い要件で申請してください。（同一要件は合算して提出することが可能です。）

3. 健康状態報告書
4. 母子手帳
5. 保護者それぞれ及びお子さんの住所・氏名・生年月日が確認できるもの  
（免許証・保険証・乳児医療証など。※コピー可）

#### (2) 申込み期間

令和7年4月からの利用開始の方・・・

令和7年2月5日（水）～令和7年2月25日（火）午後5時まで（日曜日を除く）

#### (3) 申込み方法

子ども家庭支援センター キッズな大森

一時保育室「キッズなルーム大森」へ申込書類をご持参ください。

申請書類の受付は、確認に時間がかかります。

郵送・FAXでの申込みは受け付けておりません。

## 4 利用者選考について

審査・選考により、定員を上回る場合は、抽せんを行います。

内定者へは2月26日（水）以降、電話でお知らせいたします。

内定後、親子面接・健康診断についてのご連絡は3月5日（水）頃いたします。

利用を辞退される場合は、取下届の提出をお願いいたします。

親子面接・健康診断は3月10日（月）の週を予定しています。

面接・健康診断の結果、集団保育が難しいなどの理由で利用ができないことがあります。

親子面接と健康診断を受けなかった場合、定期利用保育の利用はできません。

## 5 利用の決定

利用が決定した場合は、「利用承認書」を発送いたします。

## 6 利用の方法

週の利用の曜日、利用開始時間、お迎えの利用終了時間を保護者の申請に基づいて定めま  
す。定期利用保育は、利用の合計時間は月160時間までです。月160時間を超える場合  
は、別途申請が必要です。

## 7 保育料について

(1) 定期利用保育・・保育時間が月160時間まで

月額35,000円

月額単位のため日割り計算はいたしません。1か月分の保育料をお支払いいただきます。

減免制度がありますので、必要な方はご相談ください。

(2) 定期利用保育に引き続いて保育時間が月160時間を超える時間分

別途の申請により、1時間あたり400円

## 8 保育料のお支払い方法

(1) 定期利用保育・・保育時間が月160時間まで

その月の保育料は、毎月月末までに納付書により金融機関にてお支払いいただきます。

お支払いいただいた領収証書を翌月初めまでに一時保育室にご提示ください。

(2) 定期利用保育に引き続いて保育時間が月160時間を超える時間分

別途の申請書により利用承認を受け、翌月中旬までに納付書により金融機関にてお支払  
いいただきます。

お支払いいただいた領収証書を一時保育室にご提示ください。

## 9 保育の無償化について

無償化の対象となるには要件があります。詳しくは保育サービス課サービス基盤担当（電  
話 03-5744-1277）までお問い合わせください。